

諮問番号：令和 7 年度諮問第 1 号
答申番号：令和 7 年度答申第 13 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、令和 5 年 10 月 25 日付けで審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 25 条第 2 項に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第 2 審査関係人等の主張の要旨

1 審査請求人

約 2 年前から、携帯代、靴代、工具代、引越し代の一部を加算してほしいと書面及び処分庁に言い続けているのに分かってくれない。

これまで約 3 通の診断書を提出したが、レントゲンの見落としがあり、2 つ病名があるのに 1 つの病名だけで判断された。

長期にわたり審理が進んだため、生活が一変し、マイナスになった。

よって、本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

本件審査請求は棄却すべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

（1）処分庁は、令和 5 年 11 月分の保護費について、冬季加算を認定する本件処分を行ったことが認められる。

法第 3 条、第 4 条、第 8 条第 1 項の定めるとおり、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行

うものとされている。また、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）は、憲法の定める健康で文化的な最低限度の生活を維持するにたりるものでなければならぬものとされ、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生労働大臣の合目的的な裁量に委されているものとされている（最高裁判所昭和42年5月24日大法廷判決（民集21巻5号1043頁））。

処分庁は、令和5年11月に冬季加算の認定時期となったことから、同月分の保護費について、冬季加算の認定による基準生活費の変更を行ったことが認められる。

これらのことからすると、本件処分は、保護の基準に照らし、審査請求人の令和5年11月分の保護費として、基準生活費77,240円、冬季加算2,630円及び障害者加算17,870円の計97,740円並びに住宅扶助費40,000円の合計137,740円を算定し、支給するものであり、保護の基準別表第1第1章の規定に照らし、違算はなく、処分庁の判断及び手続に誤りは認められない。

（2）以上を踏まえると、本件処分は、法令及び法令に基づく保護の基準に則ってなされた処分に過ぎず、違法又は不当な点は認められない。

（3）なお、審査請求人は、携帯代、靴代、工具代、引越し代の一部を加算してほしい旨主張する。しかしながら、審査請求人が本件処分に当たり、処分庁に対し、これらの費用を申請したかどうかは判然としないものの、本件処分は、処分庁が保護の基準に定める冬季加算を認定する時期になったことから、審査請求人世帯を含めた全被保護世帯に対し、令和5年11月分保護費として冬季加算を認定する定例的な処分であることからすると、処分庁がこれら費用について、本件処分で行う支給の認定を行う必要性は認められず、審査請求人の主張は採用できない。

また、審査請求人は、処分庁に対し縷々不満を述べているが、法に基づく保護の決定及び実施に関する処分に対する事項ではないことから、当審査庁の判断外事項である。

（4）本件処分の理由提示について疑義があるため、以下付言する。

処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

一方で、本件処分通知書には、処分の理由に「冬季加算の認定」と記載されているのみで、いかなる法規を適用して処分が行われたかについての記載がない。

冬季加算の認定は毎年11月に行われるもので、既に理解している被

保護者もいると思われ、また、審査請求人は本件審査請求を行っており、種々主張を行っていることから、直ちに不服申立ての便宜が損なわれることはなかったとも言える。

しかしながら、本件処分通知書において、根拠となる法令が記載されていないことは、十分な理由提示と言えるか否かについて疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、被保護者自身が理解できるよう、具体的かつ丁寧に説明することが望まれる。

第4 調査審議の経過

令和7年4月24日 諮問の受付

令和7年4月25日 審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限：5月9日（提出：令和7年
4月28日付け）

口頭意見陳述申立期限：5月9日（提出：令和7年
4月28日付け）

令和7年5月27日 第1回審議

令和7年7月24日 第2回審議

令和7年8月14日 審査請求人による主張書面の提出

令和7年8月27日 第3回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

- (1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。
- (2) 法第3条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。
- (3) 法第4条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条は、「前4条に規定するところは、この法律の基本原理であつて、こ

の法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

- (4) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第1条及び第3条の基本原理に基づき、法第8条第1項及び第2項の規定を受けて、厚生労働大臣は保護の基準を定めている。

- (5) 保護の基準別表第1第1章は、年齢別、地域別等に区分した基準生活費を規定しており、処分庁所管区域内の本件処分時における審査請求人世帯（単身世帯）の居宅基準の基準生活費の額は、第1類の基準費46,930円、第2類の基準費27,790円、特例加算（世帯員1人当たり1,000円）及び経過的加算（1,520円）の合計である月額77,240円とされている。また、地区別冬季加算額は月額2,630円であり、その適用期間は11月から翌年3月までとされている。

また、第2章2は障害者加算について規定しており、処分庁所管区域内における審査請求人の障害者加算額は、月額17,870円である。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 令和3年10月1日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。
- (2) 令和5年10月25日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、令和5年11月1日以降の扶助費の算定において、冬季加算として月額2,630円を計上することとする保護変更決定（本件処分）を行った。保護決定通知書の「保護決定理由」欄には、「冬季加算の認定」と書かれていた。
- (3) 令和5年11月1日、審査請求人は、本件審査請求を行った。理由の欄には、「約2年位前から、書面と〇〇区役所保健福祉センター所長に（〇〇市にも）言い続けているのに、わかってくれない。整形のレントゲンのみおとし、又、2つ病名があるのに、1つの病名だけで判断された。（後じゅんい）生活に支障（〇〇区役所保健〔福祉〕センターひいては〇〇市に、500万支払い」と記載されていた。また、「整形診断書今まで約3通位出した」、「長期にわたり、審理が進んだので、生活が一変した。（マイナスになった）も

っと早く、結果を出すのがあたりまえ、だとうである。」等の記載もあった。

- (4) 令和6年1月24日に審査庁が受理した審査請求人による「弁明書〔反論書〕」には、「コロナのえいきょうで、即時、一時金も出たのであるから、ケータイ代、クツ代、工具代、又、引っこし代の一部、加算してくれてもいいとおもう」等の主張が記載されていた。

3 判断

- (1) 令和5年10月25日、処分庁は、令和5年11月分の保護費について、冬季加算を認定する本件処分を行ったことが認められる。
- (2) 法第3条、第4条、第8条に規定されているとおり、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。また、保護の基準は、憲法の定める健康で文化的な最低限度の生活を維持するに足りるものでなければならないものとされ、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定基準は、厚生労働大臣の合目的的な裁量に委されているものとされている（前記最高裁判所昭和42年5月24日大法廷判決参照。）

そして、厚生労働大臣が示した保護の基準別表第1第1章には基準生活費として「地区別冬季加算額」が設定されており、冬季加算の趣旨は、冬季における光熱費等の増加需要に対応するものとして、11月から翌年3月の生活扶助基準に上乗せして支給するものとされている。

- (3) 以上のことを踏まえると、本件処分は、法令及び法令に基づく保護の基準に則って、冬季加算額を認定する時期となったために行われた定例的なものであって、保護の基準に照らして違算もないのであるから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。
- (4) なお、審査請求人は、反論書において、携帯電話料金、靴代、工具代、引越費用の一部を加算してほしい旨主張している。しかし、これらは基準生活費の中で賄うべきものであり、一時扶助として支給が認められる経費であれば、審査請求人が必要な書類を添えて別途申請を行う必要があるが、審査庁によれば、審査請求人から当該申請がなされたか否かについては「判然としない」とのことである。仮にこれらの経費のいずれかが一時扶助として認定され得るとしても、冬季加算額の認定を行った本件処分を取り消す必要性は認められない。

また、審査請求人は、レントゲンの見落としにより2つの病気のうち1つの病気だけで判断されたこと、審理が進んだことにより生活においてマイナスとなったこと、生活保護の基準改定に関し、扶助費を増額すべきことも主張している。しかし、これらの主張についても本件処分と直接の関連はな

いことから、本件処分の妥当性について判断するに当たり、主張として採用することはできない。

(5) したがって、本件審査請求には理由がなく、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第6 付言

当審査会の前記判断を左右するものではないが、以下付言する。

処分の名宛人に対して当該処分の理由を提示する趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

しかし、本件処分に係る通知書の理由欄には、「冬季加算の認定」とのみ記載されており、頭書に「生活保護法による保護を次のとおり決定いたしましたから通知します。」との記載は別途あるものの、適用される条項及び各種通知等について、当該処分の原因となる事実関係に照らし、どのように適用し、本件処分が行われたのかについての記載がないことから、十分な理由の提示と言えるか否かについては疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

本件処分が審査請求人に不利益を課すものではなく、また、審査請求人は本件審査請求において本件処分とは別の経費に対する加算を求めるなどの主張を縷々行っていることから、直ちに不服申立ての便宜が損なわれることはなかったとも言える。

しかし、処分庁においては、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の通知に当たっては、処分の理由について、被処分者自身が容易に理解できるよう、根拠となる法令の条項や各種通知等の適用関係を示し、具体的かつ丁寧に明記することが望まれる。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長） 野呂 充

委員 相間 佐基子

委員 重本 達哉